

2023年7月28日

日本弁護士連合会 小林元治 殿

特定非営利活動法人 全国女性シェルターネット
共同代表 北仲千里・山崎菊乃

郵便の転居届に係る情報提供について再要望

私たちは全国のDV・虐待被害者支援の民間団体をつなぐネットワークです。

本年6月1日より運用を開始した、弁護士法第23条の2の規定に基づく転居届に係る情報の照会に対し、日本郵便が貴会に新住所を提供する件について、7月5日付で「郵便の転居届に係る情報の弁護士会への提供に関する要望書」を提出させていただきました。合わせまして、各単位弁護士会にも同要望書を送付いたしました。このたびは、住所提供により、DV・ストーカー・虐待被害者を命の危険にさらすことがないよう、さらに、以下に示すような具体的な対策を求める次第です。要望内容を真摯に受け止めていただき、各弁護士会で慎重かつ適切な審査が行われることを求めます。

1. DV・ストーカー・虐待事案を排除するため、個人からの請求に関しては、相手方の世帯全員の住民票(直近10日以内)を提出させる。これにより、請求者が同居の家族関係になかったことを確認する。また、これにより、相手方がDV・ストーカー被害者のための支援措置を受けている場合は、加害者やその代理人は住民票を取得することができないので、支援措置を受けているケースを除外することができる。

2. 請求者が個人の場合、本人の戸籍を提出させ、相手方と2親等以内の親族関係になかったことを証明させる。親族でありながら転居先を知らされていないケースは、DV・虐待絡みの転居(避難)であることが強く推認されるため、親族間の照会は排除する。

3. 親族を除外しても、ストーカー加害者を見抜くことはできない。ストーカー事案を排除するには転居届を出した本人に確認するのが最も有効な手段である。個人からの請求に限り、転居届を出した本人に、確認する方法を検討すべきである。

4. 個人間の借金の返済を求める場合などは債務名義を提示させる。DV加害者が、配偶者に対し、同居中にかかった生活費や子どもの学費などを借金として請求する事例はよく見られる。こうしたケースを排除する必要がある。

5. 申請の審査は複数の弁護士の合議など慎重に行う。また、各単位弁護士会の取り組み状況を把握し、DV・ストーカー・虐待事案の有効な除外方法があれば、全国の弁護士会で共有し、よりよいガイドラインを作ることを求める。

以上